

# トピックス

## TOPICS

# ドイツにおける少子化対策

## 1 ドイツの少子化の現状

ドイツはかつてイタリアやスペイン等と並んで、合計特殊出生率が1.5を下回る、ヨーロッパの中では低出生の国であった。しかし、近時ドイツの出生率や出生数は増加傾向にあり、ドイツ連邦統計局によれば、2016（平成28）年の出生数は79万2,131人で、2015（平成27）年に比べて5万4,556人（7%）増と5年連続で増加し、1996（平成8）年の水準に達している。

このうち、母親が外国人である子供の数は18万4,661人と、2015年に比べて25%増加しており、伝統的に出生率の高い国（シリア、イラク、アフガニスタン等）の女性が多く出産している傾向にある。他方、母親がドイツ人女性である子供の数は約60万7,500人と、2015年に比べ3%の増加となっており、特に30～37歳の女性の出産が増えている。

（参考）2016年の合計特殊出生率は1.59で、1973（昭和48）年以来の最高値。

ドイツ女性 2014年：1.42 ⇒2015年：1.43 ⇒2016年：1.46

外国人女性 2014年：1.86 ⇒2015年：1.95 ⇒2016年：2.28

このような出生率回復は、政府による2000年代後半の家族政策の転換によってもたらされたものと言われており、以下その詳細について述べる。

## 2 男女の無償・有償労働におけるギャップを縮める取組

### （1）ドイツ

ドイツ（特に旧西ドイツ）においては、男女の性別役割分業により、「一家の大黒柱である男性だけが働くモデル」が定着していたことから、伝統的に女性の就業率が低く、「女性は子供が小さいうちは仕事をせず子育てに専念すべき」といった社会通念が根付いており、それゆえ保育園の整備の遅れ等がみられた。これに対して、2000年代後半に採用された新しい家族政策（Partnerschaftlichkeit）のアプローチは、仕事と家庭生活での責任の分担の中で、より対等なパートナーシップを構築し、両親と子供が一緒にいられる時間を増やすことを目的としたものである。

保育施設の拡充に加え、2007（平成19）年には、手取り所得の約7割を保証する最大12か月の「両親手当（Elterngeld）」や、両親が共に育児に参加する場合に2か月追加で両親手当の受給を受けられる制度が導入された。さらに、2007年の改革を土台に、2015（平成27）年には「両親手当プラス（Elterngeld Plus）」を導入し、両親共に週25～30時間勤務とする場合、通常受給期間に加え最低でも4か月の受給を可能とする「パートナーシップ・ボーナス」を与えることで、子供が小さいうちは両親に時間短縮勤務を奨励するものとなっている。これによって、男女の家事育児負担の平等化と女性の職場復帰を促し、これが出生率回復に結び付いているとみられている。

同政策の背景にある考え方として、「家事に費やす時間は、労働市場で費やす時間に影響を与える（逆もまた然り）」という点があげられる。女性のみが子供の世話をするという不均衡な負担は、母親のフルタイムの仕事への再就職を妨げ、雇用主が子育て世代の母親を雇う機会を減らすことにつながるおそれがある。

もっとも、ドイツの合計特殊出生率は、未だOECDの平均（2016年：1.68）を下

回っており、保育園の不足等、仕事と家庭の両立の難しさに直面することが多いのもまた事実である。

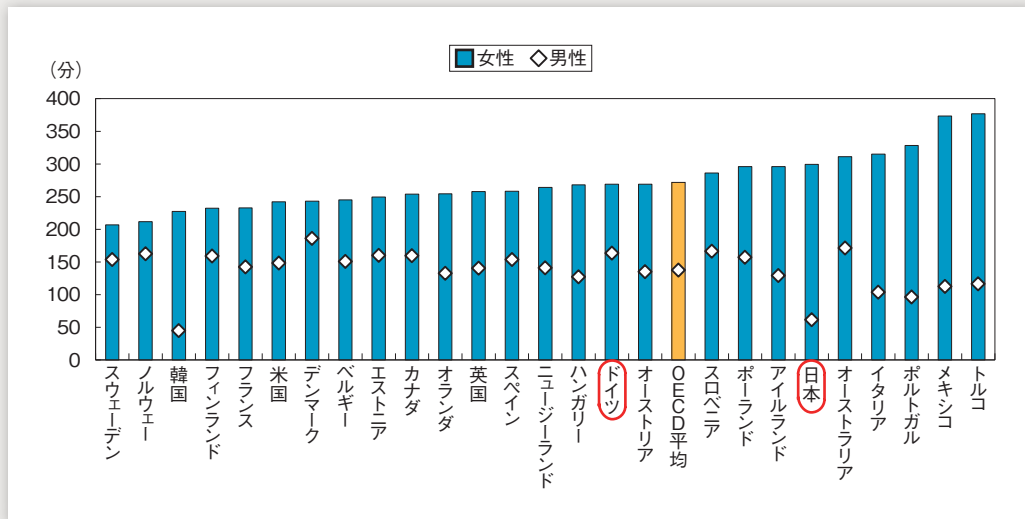
## (2) OECD加盟国の状況

OECDの報告書においても、男女の家事負担の不均衡が、社会での女性の有償のフルタイム労働に影響を与え、ひいては、出生率にも影響を与え得ることを指摘している。

OECD加盟国において、有償・無償労働



### 「一日あたりに子育てその他無償の家事労働に費やす平均時間（15～64歳<sup>1</sup>、男女別）」各国直近値<sup>2</sup>



1. オーストラリア（15歳以上）、ハンガリー（15-74歳）及びスウェーデン（25-64歳）を除き、15-64歳の数値。
2. 数値は、オーストラリア：2006年；オーストリア：2008-09年；ベルギー：2005年；カナダ：2010年；デンマーク：2001年；エストニア：2009-10年；フィンランド：2009-10年；フランス：2009年；ドイツ：2001-02年；ハンガリー：1999-2000年；イタリア：2008-09年；アイルランド：2005年；日本：2011年；韓国：2009年；メキシコ：2009年；オランダ：2005-06年；ニュージーランド：2009-10年；ノルウェー：2010年；ポーランド：2003-04年；ポルトガル：1999年；スロベニア：2000-01年；スペイン：2009-10年；スウェーデン：2010年；トルコ：2006年；英国：2005年；米国：2014年。

資料：OECD Gender Data Portal 2016

のいずれの分野においても男女間の平等を達成している国はなく、また全てのOECD加盟国において、女性が男性よりも、多くの無償の家事労働を行っているのも事実である(図参照)。また、女性は男性に比して、平均して2倍の時間を家事・育児にかけている。同報告書は、実際に、有償・無償労働に費やされた合計時間を合計すると、ほぼ全てのOECD加盟国で男性が女性より少ないとも指摘している。

また、パートナー間で仕事と家庭の両立のための機会及び責任をより平等に分かち合うことは、家族の幸福にとって望ましいことで、父親が子供たちとより多くの時間を費やすことを可能にし、それが子供の成長を支えるとしている。同時に、母親の労働市場におけるキャリア追求を可能にし、女性の長期的な労働力としての定着と年金受給資格付与、そして女性の経済的自立と家族とのつながりの両方を強化するとしている。

### 3 日本の少子化対策への示唆

かつて日本においても、ドイツ(特に旧西ドイツ)同様に、男女の性別役割分業の観点から、「一家の大黒柱である男性だけが働く

モデル」が主流で、子供を預けて働く母親に対する悪いイメージや、いわゆる「3歳児神話」等の社会規範もあり、保育施設の整備が十分でなかったといえる。

もっとも、近時日本においても、「働き方改革」によって長時間労働の抑制や、同一労働同一賃金原則の徹底等、少なくとも有償労働の分野での男女間の格差は縮まる方向にある。他方で、家庭における家事・育児といった無償労働の分野については、依然として男女間の偏りがある。

上記のグラフによれば、日本は、OECD諸国の中でも最も家事・育児時間の男女負担割合が偏っている国の一つであり、これが女性の能力を活用したフルタイム労働復帰の機会の喪失や、働きながら希望の子供数を持つことを断念させる要因となっていることが考えられる。

#### 〈参考文献〉

\*OECD報告書“Dare to Share: Germany's Experience Promoting Equal Partnership in Families”(2016)

\*ドイツ連邦統計局ホームページ [https://www.destatis.de/EN/Home/\\_node.html](https://www.destatis.de/EN/Home/_node.html)